

中小企業融資制度

利率の引き下げ等一部を変更

区では、区内中小企業の方が事業資金を必要とするとき、低金利で借り入れができるように、金融機関と東京信用保証協会の協力を得ながら、融資のあっせんを行っています。区の紹介を受けた後、金融機関および保証協会の審査がそれぞれありますので、あらかじめご了承ください。

初回利用は経営相談を実施

区制度融資を初めて利用される方には、経営の安定と適切な借り入れを目的に、経営相談を受けていただくことが必要になります。なお、経営相談は予約制となりますので、あらかじめ電話等でお申し込みください。

4月以降、融資利率の引き下げに合わせて利子補助率も引き

区制度融資の利用条件・申込

平成25年度江東区中小企業融資制度

資金名	あっせん限度額	利率(年)	利子補助率	本人負担率	返済期間(据置)	信用保証料補助	
運転資金	1,250万円	1.9%	0.8%	1.1%	6年以内(6か月を含む)	なし	
短期運転資金	300万円	1.6%	0.9%	0.7%	1年以内(2か月を含む)	なし	
設備資金	2,000万円	2.1%	0.8%	1.3%	9年以内(6か月を含む)	なし	
小規模企業特別資金	一般 運転設備 景気対策※2 貸付額合計700万円 (合計)1,250万円 小口零細企業保証制度※1 運転設備 景気対策※2 貸付額合計700万円 借換	1.9%	0.5%	1.4%	6年以内(6か月を含む)	あり	
					3年以内(6か月を含む)		
					6年以内(6か月を含む)		
					3年以内(6か月を含む)		
借換	0.5%	1.4%	なし				
借換資金	2,000万円	2.1%	0.5%	1.6%	9年以内(据置なし)	なし	
環境保全対策資金(設備)※3	1,250万円	2.1%	1.1%	1.0%	6年以内(12か月を含む)	あり	
大型店対策資金(運転・設備)	1,500万円	2.1%	1.1%	1.0%	6年以内(12か月を含む)	あり	
魅力ある個店づくり資金(運転・設備)	1,250万円	2.1%	1.1%	1.0%	6年以内(12か月を含む)	あり	
多角化・転業支援資金(運転・設備)	1,250万円	2.1%	1.4%	0.7%	6年以内(12か月を含む)	あり	
商工業施設建替支援資金(設備)	2,000万円	2.1%	1.1%	1.0%	9年以内(6か月を含む)	あり	
創業支援資金	運転	1,000万円	2.1%	1.6%	0.5%	6年以内(12か月を含む)	あり
	設備	1,500万円					
団体資金	運転	1億円	1.6%	—	1.6%	1年以内(2か月を含む)	なし
	設備	※転貸は1組合員1,000万円	1.9%	—	1.9%	5年以内(6か月を含む)	
災害復旧特別資金(運転・設備)※4	1,250万円	1.9%	1・2年目…1.9% 3～6年目…1.7%	1・2年目…0% 3～6年目…0.2%	6年以内(12か月を含む)	あり	

◎ 区融資の基本的な利用条件や、各融資の詳細な利用条件等については、パンフレット・区ホームページをご確認ください。
 ※1 小規模企業特別資金のうち小口零細企業保証制度は、責任共有制度の対象外となる全国統一の保証制度です。
 ※2 受付期間は平成25年4月～平成26年3月、資金使途は運転資金のみです。なお、融資限度額は一般と小口零細企業保証制度の合計です。
 ※3 環境保全対策資金を利用し、アスベストの除去や飛散防止の工事を行う場合は、利子補助率1.6%、本人負担率0.5%となります。
 ※4 受付期間は平成25年4月～平成26年3月です。

景気対策資金・災害復旧特別資金は4月以降も継続

区では平成21年度から実施している「小規模企業特別資金(小特 景気対策資金)(貸付後1年間の利子を全額補助)および昨年発生した東日本大震災により影響を受けている区内中小事業者の方を支援する目的で創設した「災害復旧特別資金」(貸付後2年間の利子を全額補助)を、平成26年3月31日(月)まで継続します。

新製品・新技術開発支援

区内中小企業に経費の2/3を補助

江東区の中小企業が開発する新製品や新技術に係る経費を補助します。詳細は、区のホームページをご覧ください。

- 区内の中小企業
- 複数の中小企業(1/2以上が区内事業者)で構成する任意のグループ
- 区内の中小企業団体
- 中小企業が自ら行う研究開発で、平成25年度中に事業が完了する見込みのあるもの
- 新製品の開発技術
- 機械器具(装置)の高性能化、省力化、自動化のための技術
- 新物質(新材料)の開発利用技術などに係る事業

必要書類・資金の内容等については、経済課(区役所4階30番窓口)で配布している「江東区中小企業融資のご案内」または区ホームページをご覧ください。

区ホームページを閲覧ください。

経済課融資相談係 ☎(3647)2331

「20歳代の投票立会人」募集

公正な投票を見届ける経験を

区では、若い世代の皆さんに、選挙により関心を持っていただくため、20歳代の投票立会人を募集しています。

投票立会人とは、選挙当日に投票所で投票事務が公正に行われるよう見届ける人のことで、体験された方から「貴重な経験ができた」との感想が多く寄せ

られています。平成25年は、6月に都議選、7月に参院選が予定されています。多くの方からの応募をお待ちしています。

時 東京都議会議員選挙…6月23日(日)
 参議院議員選挙…7月の日曜(投票日未定) 場 住所によって投票所が異なります 区

守る道路占用のルール

安心して通れる道路をめざして

区道、都道などの「公道」は、誰もが安心して利用できるように整備されています。しかし、道路上に置かれた物件が交通上支障となったり、事故の原因となったりする事があります。

道路上に特定の施設(物品)を設置して継続的に使用することを「道路占用」と言います。

「道路占用許可」の対象となる施設は道路法で限定されており、のぼり旗、立看板、自動販売機などは交通安全上の支障となるため道路上には設置できません。道路は大切な共有財産です。みんなで道路占用のルールを守りましょう。

道路上の電柱や街灯等への違法な広告物(はり紙、のぼり旗等)は、街の景観上好ましくなく、また道路上に私物等を置くことは歩行者等の通行の妨げになります。

区では、区民ボランティアの方とともに違法なはり紙等の除却活動を実施しています。道路上の広告物や私物等の所有者の方は、自主的に撤去をお願いします。皆さんのご理解ご協力をお願いします。

区管理課係 ☎(3647)9646

道路占用許可申請を忘れずに

看板や日よけ等は、路面からの高さや大きさなど一定の基準を満たしていれば道路占用許可を受けることができます。また、表示面積5㎡以下の自家用看板は、道路占用料が所定の手続きにより減免される場合があります。

迷惑な広告物の掲出等は やめましょう

道路課係 ☎(3647)9689

在住の20歳代の有権者各投票所1人、応募者複数の場合は抽選「報酬」13,000円(税込)

事前説明会当選者に対し5月18日(土)午後5時から区役所で実施予定

4月30日(火)必着

ファクスまたははがきに住所・氏名・年齢・電話番号を記す。

立会人

立会人

区役所 ☎(3647)9592